

議案第 62 号

松阪市海上アクセス旅客ターミナル条例の一部改正について

松阪市海上アクセス旅客ターミナル条例（平成 18 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 5 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市海上アクセス旅客ターミナル条例の一部を改正する条例

松阪市海上アクセス旅客ターミナル条例（平成 18 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 3 項中「午前 5 時 40 分から午後 11 時まで」を「午前 4 時 40 分から午前 0 時まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。